欄を繰り返し設けて記載する。 【更新登録出願人】 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように

【住所又は居所】 【識別番号】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【住所又は居所】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【代理人】

【代理人】

【住所又は居所】 【識別番号】

【氏名又は名称】

【識別番号】

【氏名又は名称】 【住所又は居所】

くなつた日について具体的に記載する。 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がな

5 明する書類名を記載する, 「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証

官

申請者」と読み替えるものとする 登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録 第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新 より商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、更新登録申請人」と、商標法第65条の3 るときは、【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定に 商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願を 第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、【更新登録申請人】」と、 とする。この場合において、様式第2の備考16中【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から18まで、20、23、25及び34から38までと同様 るときは、【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をす

様式第十一の備考11中「第22%第4屆」を「第22%第2項」に改める。

様式第十二の備考24中「記載し、その記載の次に行を改めてその理由を具体的に」

様式第十五の備考5中「※22※※45点」を「※22※※25点」に改める。

改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式の備考5の次に次のように加える。 様式第二十一中備考7を備考8とし、同様式の備考6中「भ20沿船 2 頃」を「भ20沿將 5 頃」 に

他】の欄を設けて、「商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請」と記載する、 商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、【代理人】」の次に【その

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五条 特許登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十三号)の一部を次のように改正する。 は受付の年月日と登録年月日)」を削る。 については受付の年月日及び受付番号 (登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記載がないとき 第五項の丙区をいう。以下この項において同じ。)」を「乙区」に改め、「、別の区にした登録相互間 第一条第一項中「、丙区」を削り、同条第二項中「同一の区(第七条の二第四項の乙区又は同条

第二条第一項及び第三条第一項中「又は仮通常実施権」を削る。

第七条第一項中「、丙区」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

又は丙区」を削り、同項を同条第五項とする。 第七条の二第二項及び第三項中「又は仮通常実施権」を削り、同条第五項を削り、 同条第六項中

削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は通常実施権」を削り、同項を同条第五項とし、 を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 同条第三項中「若しくは登録された仮通常実施権」を削り、 を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「又は仮通常実施権」を 第十条第一項中「登録 (」の下に、特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づくもの及び」 同項を同条第四項とし、 同条中第二項

請書は、様式第七の二により作成しなければならない。 特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録を申請するときは、 申

第十条の二第四項中「又は登録された仮通常実施権」を削る。

第十四条第二項中「、丙区」を削り、同条第三項中「又は丙区」

第十九条の二第一項及び第二項中「又は仮通常実施権」を削る。

第三十三条第二項を削る。 第二十七条第一項中「、乙区若しくは丙区」を「若しくは乙区」

に改める。

常実施権」を削る。

第三十五条及び第三十六条を次のように改める

第三十四条第一項中「、通常実施権」及び「、仮通常実施権」を削り、同条第二項中「または通

第三十五条及び第三十六条 削除

第三十六条の二第二項を削る。

第三十六条の三中「又は仮通常実施権」を削る。

消滅」及び「又は仮通常実施権」を削る。 第三十六条の四中「又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の

号」に改め、同項を同条とする。 第三十八条第一項を削り、同条第二項中「第三条第四号又は第五号」を「第三条第三号又は第四

れた仮通常実施権の設定の登録」及び「又は仮通常実施権」を削り、 条第五項中「又は同法第三十四条の三第五項若しくは第六項の規定により許諾されたものとみなさ のとみなされた通常実施権」及び「又は仮通常実施権」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同 第三十九条第二項中「又は同法第三十四条の三第二項若しくは第三項の規定により許諾されたも 同項を同条第三項とする。

第四十条第一項中 (第四項を除く。)」を削り、同条第二項を削る。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条から第四十四条まで

が提起された旨」を「特許法第七十四条第一項の規定による請求に係る訴えが提起された旨」に改 第四十五条第一項中「又は第三号」を「又は第二号」に、裁定若しくはその取消しについて訴え

第四十八条第一項及び第五十二条第六項中「又は仮通常実施権」を削る。